

## 本書の特色

- 1 地方公営企業の実務全般にわたる画期的な解説書！**  
地方公営企業実務の全分野を「総則」「組織・管理体制」「財務に関する一般的事項」「公営企業会計」「予算」「出納」「決算」などの12章に分類し、制度とその運用の両面において生じる疑義について実務に即して解説しています。
- 2 設問ごとに解説つきで根拠法令から実例までわかる！**  
制度運用上生じる疑問事項を項目ごとに解説するとともに、運用上の処理、指針、対処のしかた等に至るまで広く活用できるよう、根拠法令をはじめ、通達、行政実例、判例までを収録しています。

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

### 加除式書籍とは？

- ◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。
- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

### 追録は購入しなければならないの？

- ◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。
- ◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。
- ◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◇お申し込み方法は以下からお選びください。
  - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
  - 弊社ホームページにてお申し込みください。  
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
  - 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
  - お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。
- ◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 購入後のメンテナンスは？

- ◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。
- ◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み  
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

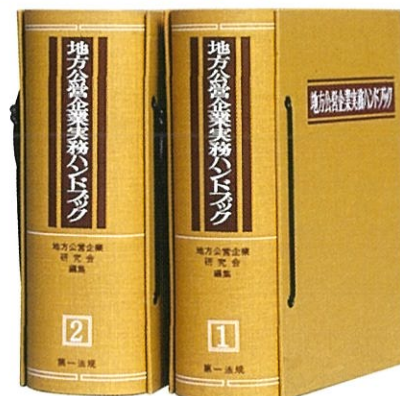
CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。  
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

地方公営企業実務全般にわたる解説書！

# 地方公営企業 実務ハンドブック

地方公営企業研究会 編集



体裁 A5判・加除式・全2巻  
定価 本体 25,000円+税



第一法規

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17

# 『地方公営企業実務ハンドブック』 内容構成（抄）



## 第1章 総則

- 地方公営企業法の目的について説明せよ
- 地方公営企業の意義について説明せよ
- 地方公営企業法と他の法令との関係について説明せよ
- 地方公営企業とは何か
- 地方公営企業と公益事業の関係について説明せよ
- 地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲について説明せよ
- 法定事業とは何か
- 病院事業と地方公営企業法との関係について説明せよ
- 地方公営企業法の全部適用事業について説明せよ
- 地方公営企業法の財務規定等の適用事業について説明せよ
- 地方公営企業法の財務規定等の適用の拡大について説明せよ
- 法定事業及び病院事業以外の事業についての地方公営企業法の適用と廃止について説明せよ
- 経営の基本原則とは何か
- 地方公営企業の設置について述べよ
- 地方公営企業の区域外設置について説明せよ
- 国の配慮とは何か

## 第2章 組織・管理体制

- 管理者の設置について説明せよ
- 管理者を置かない場合の長の権限行使について説明せよ
- 地方公営企業の業務の執行に関する副知事（副市町村長）の権限について説明せよ
- 管理者の選任及び身分取扱について説明せよ
- 管理者の地位及び権限について説明せよ
- 管理者の担任する事務について説明せよ
- 企業管理規程について説明せよ
- 管理者の代理及び委任について説明せよ
- 管理者の事務の委任について説明せよ
- 公営企業の組織について説明せよ
- 企業職員とは何か
- 企業職員の任免について説明せよ
- 企業職員と他の職員との併任について説明せよ
- 企業職員に対する指揮監督権について説明せよ

## 第3章 財務に関する一般的事項

- 地方公営企業と特別会計について説明せよ
- 二以上の事業を通ずる特別会計について説明せよ
- 地方公営企業における独立採算とは何か
- 経費の負担区分とは何か
- 地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費とは何か
- 地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入をもつて充てることが客観的に困難である経費とは何か
- 負担区分経費の負担の方法としてはどのようなものがあるか
- 負担区分に基づく一般会計等からの繰入金についての経理方法について説明せよ
- 地方公営企業会計に対する補助はどのような場合に認められるか
- 地方公営企業会計に対する出資とは何か

- 地方公営企業会計に対する長期貸付とはどのような場合があるか
- 負担区分に基づく一般会計等からの繰入金についての経理方法について説明せよ
- 「地方公営企業繰出金について（通知）」について説明せよ
- 地方公営企業の料金の決定基準について説明せよ
- 地方公営企業における料金は強制執行により徴収することができるか
- 地方公営企業における料金の時効について説明せよ

## 第4章 公営企業会計

- 地方公営企業の事業年度について説明せよ
- 計理における発生主義について説明せよ
- 企業会計原則
- 勘定科目について説明せよ
- 地方公営企業における帳簿組織
- 損益計算書
- 貸借対照表
- 減価償却
- 資産の再評価
- 投資
- 流動資産
- 繰延資産
- 負債
- 資本
- 剰余金
- キャッシュ・フロー計算書

## 第5章 予算

- 地方公営企業の予算の性格について説明せよ
- 地方公営企業の予算と官公庁予算との相異について説明せよ
- 地方公営企業予算の内容
- 地方公営企業の予算に関する説明書
- 地方公営企業の予算の執行

## 第6章 出納

- 出納機関
- 収入の方法
- 支出の方法
- 公金収納等の監査
- 一時借入金

## 第7章 決算

- 総論
- 決算書類
- 決算手続
- 財務諸表附属資料
- 計理状況の報告
- 業務の状況の公表

## 第8章 資産の取得・管理及び処分・契約

- 地方公営企業の用に供する資産について説明せよ
- 地方公営企業用資産の管理について説明せよ
- 行政財産の目的外使用について説明せよ
- 地方公営企業の契約の締結について説明せよ

## 第9章 職員の身分取扱

- 企業職員の身分取扱について説明せよ
- 政治的行為の制限を受ける企業職員の範囲
- 企業職員の団結権について説明せよ
- 企業職員の団体交渉権について説明せよ
- 企業職員には、なぜ、争議行為が禁止されているのか
- 企業職員が争議行為の禁止の規定に違反した場合について説明せよ
- 地方公営企業における調停について説明せよ
- 地方公営企業における仲裁について説明せよ
- 苦情処理共同調整会議について説明せよ

## 第9章の2 職員の給与

- 企業職員の給与の基準について説明せよ
- 企業職員の給与の決定原則について説明せよ
- 企業職員の給与の決定手続について説明せよ
- 労働組合・職員団体の活動に係る職務専念義務の免除について説明せよ

## 第10章 企業の経営形態

- 企業団とは何か
- 広域連合企業団とは何か
- 地方自治法の一部事務組合と地方公営企業法の企業団の関係について説明せよ
- 一部事務組合の管理者と企業団の企業長との関係について説明せよ
- 企業長の選任について説明せよ
- 企業長の身分取扱について説明せよ
- 企業団における監査委員について説明せよ
- 企業団における補助職員について説明せよ
- 企業団の議会について説明せよ
- 企業団又は広域連合企業団における負担区分について説明せよ
- 複合事務組合について説明せよ
- 広域連合について説明せよ

## 第11章 公営企業の経営の健全化

- 資金不足比率の算定について説明せよ
- 解消可能資金不足額の算定方法について説明せよ
- 経営健全化計画の策定対象となる公営企業について説明せよ
- 経営健全化計画の内容について説明せよ
- 経営健全化計画の策定手続について説明せよ
- 経営健全化計画を変更した場合の手続について説明せよ
- 総務大臣又は都道府県知事の勧告について説明せよ
- 経営健全化計画による公営企業の経営の健全化が完了した場合の手続について説明せよ

## 関係法令

## 資料

第1章 総則

地方公営企業とは何か

**総説**

地方公営企業とは、①地方公共団体が、②直接地域住民の福祉の増進を目的として、③経営する企業である。

この定義を分説すると、

①事業の主体は、地方公共団体である。従つて、地方公共団体以外の法人等が行う事業は地方公営企業ではない。

②事業の目的は、直接地域住民の福祉の増進を図ることである。従つて、地方公共団体が財源確保のために行う競馬等の収益事業は地方公営企業ではない。

③事業の性質は、企業である。一般行政事務に要する経費は権力的に賦課徴収される租税によつてまかなわれるのに対して、地方公営企業は財貨又はサービスの対価たる料金収入によつて維持されることとなる。

（照会・回答）

○国民宿舎における宿泊料等の性格

（昭和31年10月13日）

問 市が経営する国民宿舎（条例財務適用）の料金である宿泊料、結婚式場借上料及び美容師等あつせん料等の性格をどのように考えたらよいか。

答1 宿泊料、結婚式場の借上料については、公の施設の費用に該当するので条例で定める必要がある。

2 美容師等あつせん料等は、私法上の契約に基づく対価と考えられるので、管理者が決定できるものである。

論点 地方自治法上の使用料、手数料に該当するかどうか。

理由

1 宿泊料、結婚式場の借上料は、公の施設の利用について徴収する

61

営業外費用とは何か

**説明**

主として、金融財務活動に要する費用及び事業の経営的活動以外の活動によつて生ずる費用で、借入金の支払利息あるいは取扱諸費及びその他の雑支出がこれに当たる。

特別損失とは何か

**説明**

当該年度に確認された費用のうち、収益費用対応の原則に基づき、他の年度に属すべきもの、あるいは通常の営業活動に伴うものでないものとして、特別損失がある。

例えば、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損がこれに当たる。

なお、少額の場合は営業外費用に含めてもさしつかえない。

（照会・回答）

○災害損失の場合の会計処理

問 災害損失を受けた場合、その損失額の会計処理及び予算処理の仕方をどのようにすべきか。

答 およそ企業を経営していくに当たつては、その過程において、営業に伴う損失だけでなく、営業活動には直接関係のない災害等の臨時的な原因に基づく損失が発生することは避けられないところである。その損失の処理については、次のような三つの処理方法が考えられる。

まず、災害損失額が、その年度の費用総額に比べて極めて小額である場合には、その年度の営業外費用として処理することができる。

特別損失として取り扱うのが、風水害等その他の天災による事業用資産の臨時的損失の処理方法として最も原則的

496

公金八九  
六一

（101）中  
四九六